

令和5年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 さくら福祉会
代表者氏名	理事長 郷原 英昭
法人の所在地	鹿児島県鹿屋市西原2丁目37番10号
法人の電話番号	0994-42-4455

2. 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園							
施設の名称	さくら保育園							
所在地	鹿児島県鹿屋市西原2丁目37番10号							
電話番号	0994-42-4455							
対象児童	満3歳児以上児の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳児未満の乳幼児							
利用 定 員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定				5人	5人	5人	15人
	2号認定				15人	15人	15人	45人
	3号認定	12人	13人	15人				40人
	合計	12人	13人	15人	20人	20人	20人	100人
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に行っています。							
第三者評価の概要	評価機関による事業評価を当園は受けておりません。							
職員への研修の実施状況	資質向上の為に、内部研修を実施し、外部研修に職員を参加させております。							
認可年月日	昭和43年 1月 1日（保育所の設置認可） 令和 4年 4月 1日（保育所型認定こども園設置認可）							
管理者名	園長 郷原英昭							

3. 施設の目的・運営方針

施設の目的	当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、特定教育・保育を提供することを目的とする。
運営方針・理念	基本方針・保育理念・保育方針等は、別冊要覧のとおり。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2860.03㎡	園庭	1,700㎡
建物	園舎	3棟		
	延べ面積	569.35㎡		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	4室
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	乳幼児用トイレ	3室
	調乳室	1室	医務室	1室
設備の種類	冷暖房・屋内プール・防犯カメラ・ふれあいハウス設置			
その他	屋外遊戯場 672.60㎡・1,103.10㎡（第2園庭）・送迎用駐車場有			

5. 職員体制 令和4年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園長・副園長	運営管理、職員統括	1人	人
主任保育士・主幹教諭	保育士統括、教育・保育指導	1人	人
保育士等	乳幼児の教育・保育	9人	6人
栄養士・調理員	園児の栄養管理、調理	2人	2人
保育補助	保育士の補助		3人
看護師	乳児の保育及び傷病時の対応		人
事務員	事務関係、用務等		1人

* 当園では「鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月26日鹿児島県条例第79号改正平成26年10月10日条例第51号）に定める基準に基づき、条例を上回る職員を配置します。

6. 教育・保育を提供する日及び時間

当園の開所時間は7時00分～19時00分、認定区分毎の利用日・利用時間等は以下のとおりとなります。

【1号認定子ども(教育標準認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日		
教育標準時間	9時00分～13時00分		
休業日/休園日	日曜日・祝日		
	年度末（日曜を除く2日程度）		
	年末・年始（12月29日～1月3日）		
預かり保育	月曜日から土曜日	朝	7時00分～9時00分
		夕	13時00分～19時00分
	年度末 （日曜を除く2日程度） 年末・年度 （12月29日～1月3日）	7時00分～19時00分 ※2号・3号認定こどもの休業日を除く	

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日		
保育時間	保育標準時間（11時間）	7時00分～18時00分	
	保育短時間（8時間）	8時30分～16時30分	
延長保育	保育標準時間認定	18時00分～19時00分	
	保育短時間認定	朝	7時00分～8時30分
		夕	16時30分～19時00分
休業日	日曜日・祝日・年度末（日曜を除く2日程度）		
	年末・年始（12月29日～1月3日）		

* 保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。但し、土曜日の18時から19時迄の延長保育はありません。また延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。児童の急病・事故・災害等やむを得ない理由があるときは保育時間を短縮する場合があります。

7. 提供する保育等の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

8. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法 自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事（3歳児以上の主食以外）の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

給食開始届出を鹿屋保健所へ提出しています。調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

9. 利用料金

(1) 基本保育料

居住する市町村が定める利用料を本園へ支払っていただきます。

(2) 基本保育料以外の下表に掲げる費用を負担していただきます。

《預かり保育・延長保育に係る利用負担金》

対象となる子ども	内 容	利 用 料 金
1号認定子ども	お預かり保育 7時00分～9時00分 13時00分～18時00分 ※土曜日・休業日を含む。	日額：450円 (現金徴収又は口座振替)
1号認定子ども	お預かり保育 18時00分～19時00分	1時間：200円 (現金徴収)
2号認定子ども	保育標準時間認定延長保育 保育短時間認定延長保育 (18時00分～19時00分)	1時間：200円 (現金徴収)
3号認定子ども	保育短時間認定延長保育 7時00分～8時30分 16時30分～18時00分	1時間半：100円 1時間半：100円 (現金徴収)

《教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金》

対象となる子ども	内 容	利 用 料 金
1号認定子ども	給食提供に係る費用	月額 4,500 円
2号認定子ども	※白ご飯持参	(口座振替)

※当園は、上記費上の支払いを受けた場合には、利用者からの申出があれば領収書を交付いたします。

※定められた教育・保育時間を超えて利用した場合は、預かり保育・延長保育となります。

※午後7時以降の延長保育料は、1時間毎に500円追加になります。

※延長保育の料金は利用日毎に延長保育士が現金徴収いたします。

※市町村が決定する副食費実費徴収免除対象園児については、給食費を徴収しません。

※月途中入退所園児の副食費実費徴収について、入退所付月は、1日180円×在所日数の給食費を徴収します。

※月途中入退所園児を除く、欠席及び休園等による給食費の日割り計算は行いません。

※基本保育料と給食費は、口座振替となります。

10. 利用の開始について

当園では、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意をされた後に保育の提供を開始します。

11. 利用の終了について

当園の利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了する。

- ① 園児が小学校に就学したとき。
- ② 子どもの保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- ③ 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- ④ 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- ⑤ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	まつだこどもクリニック
医院長名又は医師名	院長 松田 幸久
所在地	鹿屋市西原2丁目35番3号
電話	0994-52-0507

② 歯科

医療機関の名称	よつもと矯正歯科
医院長名又は医師名	院長 四元 みか
所在地	鹿屋市寿4丁目4番11号
電話	0994-41-7633

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
避難訓練	火災・地震又は風水害を想定した避難訓練を月1回実施します。			
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	発電機	ガス漏れ報知器
	訓練用水出消火器	消火器・担架	非常用電源	非常用持ち出し袋
避難場所	園庭等			

※保護者の方は、教育・保育時間中に当園又は付近で火災・台風・地震の災害が発生した場合できるだけ早いお迎えをお願いします。

※さくら保育園における避難情報発令時の対応ガイドライン並びにさくら保育園が立地する鹿屋市防災マップ上の地区はマップ⑤・マップ⑥です

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ①年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ②虐待防止マニュアルの作成、運用

16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	有限会社ゼンボ・東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	全私保連保険制度 「セットプラン」
保険の金額	地震セット参照

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士 郷原 真奈美		
責任者	園長 郷原 英昭		
利用時間	午前9時00分～午後4時00分		
連絡先	電話 0994-42-4455	FAX	0994-42-4847
第三者委員	川元 和朗 電話 44-5451 役職 さくら保育園 監事	東 正道 電話 44-8736 役職 さくら保育園 監事	
	受付方法 面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。		

18. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、就業規則第5条の秘密を守る義務を掲げています。なお、就学の際には園児保育要録の移送等、個人情報の伝達があります。

19. 児童票作成

家庭状況を把握するため、児童票に必要事項を記入していただきます。

20. 健康歴、及び食事歴調査表の提出

園児の健康管理および給食の実施上注意すべき点等を把握するため、園児の健康歴および食事調査表に必要事項を記入していただきます。

21. 事故の責任

児童の事故に対する保育園の責任は、園児を保護者からお預かりしている間です。

(登園時保護者よりお預かりし、降園時の保護者へ引き渡すまで。)

駐車場内の事故・トラブルについては、園又は職員の過失以外は責任を負えません。

園外保育については園又は職員の過失の場合。

22. その他の留意事項

保護者会活動を行っています。

敷地内はすべて禁煙です。

他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動・セールス等をご遠慮ください。

園児や職員への品物や飲食物の差し入れをご遠慮下さい。

23. 個人情報使用

入園に当たり、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ①小学校への円滑な移行が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間での情報を共有する事
- ②緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う事
- ③ホームページや園だより等の写真・個人情報の掲載を行う事

重要事項説明書・個人情報使用についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項・個人情報使用についての説明を行いました。

施設名 社会福祉法人さくら福祉会 さくら保育園
説明者 園長 郷原 英昭
主任保育士 郷原 真奈美

私は、本書面に基ついてさくら保育園の利用にあたっての重要事項・個人情報使用の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

※ご記入・ご署名の上、早めにご提出ください。